

第2章

住宅マスタープラン

(住生活基本計画)

第2章 住宅マスタープラン（住生活基本計画）

1. 基本理念と基本方針

（1）基本理念

本計画は、かほく市における住宅施策上の課題を踏まえ、上位計画である第2次かほく市総合計画が掲げる まちづくりの基本理念「海とみどりに抱かれた、にぎわいあふれるまち」の実現を目指すものである。

このため、本計画では、良好な住環境の創出を図るため、総合計画に示された4つの視点（目標）のうち

「交流・定住」～豊かな自然と共に生きていく

住み続けたいと思えるまちづくり～

を本計画の重要視点として設定し、現在かほく市に居住する人が、「今後も住み続けたい」と思えるような、住まいづくり・まちづくりを目指すとともに、定住人口の維持をめざし、市外からの転入を促進するための施策を展開していくため、基本理念は、以下のとおり設定する。

安心していつまでも暮らせる住み良いまち

(2) 基本方針

基本理念「安心していつまでも暮らせる住み良いまち」を「『交流・定住』～豊かな自然と共に生きていく、住み続けたいと思えるまちづくり～」、「『安全・安心』～人を守り、安心して暮らせるまちづくり～」の視点から住宅政策として実現するため、計画策定における基本方針を以下に示す。この「計画の方針」と、3. (1)で定める「基本フレーム」に基づき、基本計画を策定する。

【計画の方針】

基本方針 1 多様なニーズに対応する住宅供給の推進

基本方針 2 安全安心で質の高い住まいづくりの推進

基本方針 3 地域特性を生かした魅力ある住宅地への誘導

2. 基本施策

(1) 多様なニーズに対応する住宅供給の推進

- ・ 少子高齢社会が進む中、多様なライフスタイルに対応した住宅を提供していく。
- ・ かほく市が重点的に取り組んでいる子育て世帯が安心して住み続けられることができる住環境を実現する。
- ・ 今後増加する高齢者が安心して、かつ生きがいをもって暮らすことができる住環境を実現する。
- ・ 増加傾向にある住宅確保要配慮者の居住の安定を確保する。

(2) 安全安心で質の高い住みづくりの推進

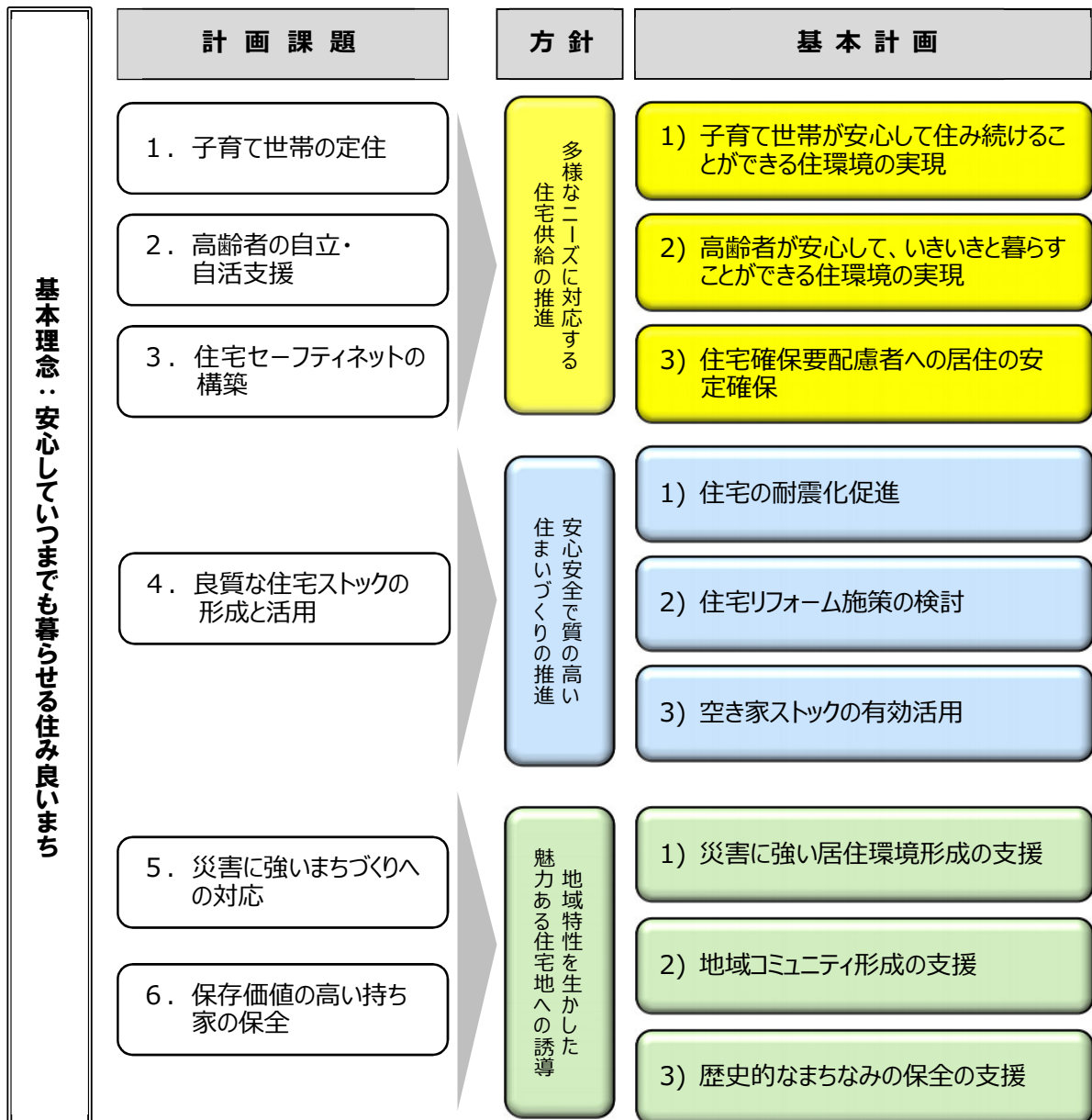
- ・ 個々の住宅については、耐震化促進計画による耐震性の確保を図り、防災性能の向上を目指す。
- ・ 高齢化に対応した住宅への改良を促進するため、住宅改修、リフォームなどに対する支援の充実の検討を行う。
- ・ 急増する空き家ストックを地域の資源としてとらえ、地域の課題解決に資する活用方策を検討する。

(3) 地域特性を生かした魅力ある住宅地への誘導

- ・ 住宅等が密集している既成市街地を中心に災害に強い居住環境形成への支援を行う。
- ・ 新たに形成された住宅地においては、商業施設等も含めたエリアとして新旧住民が主体的な取り組みを行うことが重要であるため、エリアマネジメントの手法導入の検討や支援を行う。
- ・ 歴史的まちなみの保全に対する支援を行う。特に歴史的価値のある建物の保全については、所有者の意識醸成・啓発を目的とした取り組みを行う。

3. 基本計画

(1) 計画体系（基本フレーム）



(2) 基本計画

方針 1 : 多様なニーズに対応する住宅供給の推進

1. 子育て世帯が安心して住み続けることができる住環境の実現

上位計画における関連項目

- ・ 第2次かほく市総合計画：1-3 子育て支援の充実
- ・ 石川県住生活基本計画 2016：目標 1-(1)-②子育て世帯に適した住宅の整備

① 子育て世帯の定住促進

「子育て支援の充実」をキーワードに住環境における子育て環境の充実を PR し、定住促進へつなげる。

また時間的にも、経済的にも負担の大きいひとり親世帯に対して、低廉な賃貸住宅への入居支援を行うなど、子育て環境の充実を積極的に図る。

【具体的な施策】

- ・ 若者マイホーム取得奨励金・新婚さん住まい応援事業補助金の実施
- ・ 支援環境のサービス充実とシティプロモーション等による PR 活動の強化
- ・ ひとり親世帯の居住支援の検討
- ・ 単独住宅の子育て世帯向け住宅への転換の検討

② 三世代同居・隣居型住宅の確保

子育て環境、高齢者生活支援など三世代同居が持つ優れた相互扶助関係を確保するため、ゆとりのある宅地供給や共同住宅供給を進め、生涯市内居住を確保する。

【具体的な施策】

- ・ 民間住宅企業への支援の検討
- ・ 市営住宅を利用した近居支援の検討
- ・ 住宅建設融資にかかる住宅金融支援機構との連携（フラット 35）

③ 住宅取得の支援

市内への定住、転入を促進する観点からも、市民の持ち家の取得に対する支援制度の検討を行う。

また、新規に持ち家を取得する際に、世帯の実情にあった質の高い住宅を取得することができるよう、住宅情報の提供等ソフト面を重視した施策を検討する。

なお、市街地からの郊外への住み替えなど、住民の多様な住宅ニーズに対応するため、今後市街地を形成していくゾーンとして、土地区画整理等による面的整備を行ったエリアを優先的に誘導し、新規に市街地の形成を図る場合には、都市計画マスタープランの都市的土地利用方針に基づいて整備を行うものとする。

【具体的な施策】

- ・ 若者マイホーム取得奨励金事業の実施
- ・ 市営住宅跡地における定期借地権制度導入の検討
- ・ 建築協定制度活用の検討

④ 優良な住宅地の供給促進

土地区画整理等により整備した優良な宅地における民間事業者の住宅供給を促進する。

特に、市営住宅跡地における宅地の販売において、民間事業者と連携した共同分譲等を検討する。また、特定優良賃貸住宅など、社会的な要請が高く、質の高い住宅整備に対する支援の充実を行う。

市街地からの郊外への住み替えなど、住民の多様な住宅ニーズに対応するため、今後市街地を形成していくゾーンとして、土地区画整理等による面的整備を行ったエリアを優先的に誘導することによりコンパクトなまちづくりを進める。

【具体的な施策】

- ・ 不動産事業者等と連携した住宅情報提供
- ・ 市営住宅跡地における住宅メーカーとの共同分譲の検討

⑤ 多様な住宅供給

若者世代など真に住宅を必要としている世帯のために民間住宅の借上げや買取り手法も検討しながら市営住宅の戸数確保に努めるとともに、市営住宅の運営・管理にあたっては PPP/PFI による手法などを検討する。

【具体的な施策】

- ・ 民間資金を導入した市営住宅の整備可能性等についての検討

2. 高齢者が安心していきいきと暮らすことのできる住環境の実現

上位計画における関連項目

- ・ 第2次かほく市総合計画：1-2 高齢者・障害者福祉の充実
- ・ 石川県住生活基本計画 2016：目標 1-(2)-② 高齢者が安心して暮らせる居住福祉体制の構築

① 高齢者向け共同住宅の整備検討

高齢者を主な対象とした住宅整備（集合住宅）について、かほく市としての対応を検討するとともに、建設・不動産業界のほか、介護事業に携わる諸法人（社会福祉法人、NPO など含まれる）、また医療機関など民間の力を活かしながら進める。

具体的には、高齢者の集住する賃貸共同住宅と、医療、介護などのサービス供給施設を近接して配置または同一建物内に配置し、介護サービスや緊急時に的確に対応できる体制を確保することで、サービス付高齢者向け住宅などに適合する仕様として、民間事業者の参入を促す。さらには、独自の助成制度について調査及び検討を行う。

また、単身高齢者用の共同住宅の基本的な建物形態は、単身者用共同住宅と同様であり、若年の単身者を対象とする賃貸住宅（部屋）を近接することにより、世代間の交流や緊急時のサポート体制の強化を図る。

【具体的な施策】

- ・ 高齢者向け共同住宅整備に対する助成等の検討
- ・ 市営住宅におけるシルバーハウジングプロジェクト^{※3}の検討
- ・ 空家改修時に高齢者が入居する場合の上乗せ補助を検討

② 地域高齢者支援の推進

地域社会等において、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進することで、高齢者と地域とのコミュニケーション深め、地域見守り意識の高揚を図る。

【具体的な施策】

- ・地域の公民館や集会所等のコミュニティ支援施設への転換の検討
- ・地域福祉計画等の福祉施策との連携

※3 シルバーハウジングプロジェクト：1987年に建設省（現・国土交通省）と厚生省（現・厚生労働省）の連携により始まったモデル事業。住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅の供給事業。

3. 住宅確保要配慮者への居住の安定確保

上位計画における関連項目

- ・ 石川県住生活基本計画 2016：目標 1-(3)-③ 住宅確保に配慮を要する世帯に対するきめ細かな対応

① 住宅セーフティネットへの対応

新たな住宅セーフティネット制度における高齢者、低額所得者、子育て世帯等の「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅」への登録を促すとともに、空き室等を活用して、住宅セーフティネット機能の拡充に努める。

【具体的な施策】

- ・ 住宅困窮者を受け入れた民間住宅に対する家賃補助制度の検討
- ・ 市営住宅の長寿命化改修の計画的な実施

② 管理・運営体制の改善

既存市営住宅について指定管理者によるサービス向上等、民間との連携により行政コストを抑えつつ住宅ニーズに対応する。

【具体的な施策】

- ・ 指定管理者制度の継続による管理体制の充実

③ 福祉部局等との連携によるセーフティネット機能の強化

福祉部局等との連携により、高齢者や子育て中の方が安心して居住できる環境の整備を行う。

また、近隣の福祉施設と高齢者の見守り等について、連携を図る。市営住宅の集会所を活用した地域包括ケア拠点の形成等を検討していく。

【具体的な施策】

- ・地域の集会所や市営住宅集会所を利用した高齢者向け及び子育て世帯向けサロン設置の支援
- ・高齢者福祉施設との連携による高齢者の見守り事業
- ・市営住宅の福祉拠点化調査を検討

【目標指標】

指標	単位	現況値	目標値
		2017年	2027年
単独住宅の子育て世帯の入居件数	件/年	—	3件
住宅困窮者を受け入れた民間住宅に対する家賃補助制度の導入	—	—	制度の検討
市営住宅長寿命化改修の計画的な実施	件/年	1件	3件

方針 2 : 安心安全で質の高い住まいづくりの推進

1. 住宅の耐震化促進

上位計画における関連項目

- ・ 第 2 次かほく市総合計画：4-5 定住促進に向けた住宅・宅地の環境の充実
- ・ 石川県住生活基本計画 2016：目標 2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進

① 耐震性調査の推進

耐震化促進計画にもとづき、耐震性がないと判断された建物については、耐震化を促進するための施策を講じていく。

特に、山間部、旧市街地に見られる古い木造住宅については、耐震診断を早急に実施し、必要な対策が取られるように支援を行っていく。また、重点地区^{※4}（家屋倒壊で避難経路を塞ぐ可能性があるなど、耐震化をより促進する必要があると認められる地区）についても、国や県の施策実施の動向を注視しながら、耐震化促進計画の目標年次までには耐震化を確保するよう支援を行う。

【具体的な施策】

- ・ 耐震化促進計画の着実な実施
- ・ 重点地区を中心とした耐震診断・改修の実施
- ・ 国の制度等を踏まえた助成制度拡充の検討

※4 重点地区：耐震化の促進が特に必要な地区。市が指定した緊急路（災害時等に避難や救急活動等を円滑に行うための重要な道路）の沿道のうち道路境界線に近接した空間（具体的には、敷地側道路境界線を起点とする斜線 45 度以上の範囲内）を重点地区とし、この範囲内にかかる木造建築物の耐震化に対して上乗せ補助を行う。

2. 住宅リフォーム促進の検討

上位計画における関連項目

- ・ 第2次かほく市総合計画：4-5 定住促進に向けた住宅・宅地の環境の充実
- ・ 石川県住生活基本計画 2016：目標 2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進

① 住宅改修・リフォームの促進策の検討

住宅ストックの大半を占める持ち家を、居住者にとって快適で安全なものとなるよう効果的な増改築、修繕を行うことができるような誘導支援策の創設を民間活力の活用を視野に入れて検討を行う。

また、民間事業者と連携して、バリアフリー講習会の開催やパンフレットによる普及啓発など、バリアフリーリフォーム等に関する情報発信を進めていく。

【具体的な施策】

- ・ バリアフリー講習会の開催
- ・ パンフレット等によるバリアフリーリフォーム等についての普及啓発

3. 空き家ストックの有効活用

上位計画における関連項目

- ・ 第2次かほく市総合計画：4-5 定住促進に向けた住宅・宅地の環境の充実
- ・ 石川県住生活基本計画 2016：目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化

① 空家等対策計画に基づく住宅ストックの有効活用

利用可能な空き家等を地域の資源と捉え、かほく市が実施している諸施策等との整合を図りつつ、リフォームの普及など、中古住宅としての市場流通促進や、地域の活動拠点、新たな経済活動支援等としての活用を図ることで、国や県の施策動向を確認しながら地域における活力あるまちづくりを推進する。

不動産・法務・建築等の各専門団体と連携を図りながら計画を推進していく。

【具体的な施策】

- ・ 空き家バンク制度の推進
- ・ 定額家賃補助
- ・ 空き家再生等推進事業
- ・ 空家改修時に高齢者が入居の場合上乗せ補助を検討

② 地域の課題解決に資する空き家の活用方策検討

市内進出企業に対して、安定的に従業員の社宅を提供できるよう空き家バンクとの連携を図る。

また、国や県の補助制度を活用しながら空き家・空き施設をシェアハウスやシェアオフィス等へ用途転換し、高齢化の進む旧市街地への若い世代の流入を促す。

地元の不動産業者等と連携を図り、空き家見守りの検討を行う。

市営住宅（特に単独住宅）の空き室を活用して定住促進や就労支援を行う。

【具体的な施策】

- ・ワークインレジデンス制度^{※5}導入の検討
- ・体験移住者や第1次産業従事者への入居基準の緩和（単身入居可・所得制限撤廃等）

【目標指標】

指標	単位	現況値	目標値
		2017年	2027年
住宅の耐震化率	%	54%	95%
かほく市空き家バンクへの登録件数（延べ件数）	戸 （累計）	11	20
基準緩和した単独公営住宅への入居者数	戸 （累計）	0	8

※5 ワークインレジデンス制度（能美市）：交流人口の拡大や地域コミュニティの活性化を目的にクリエイティブな活動をおこなう移住者等の起業を支援する制度。職住一体型で住居と工房、カフェ、コミュニティビジネス等の起業をおこなう方の、住居等の改修、取得等に係る費用を補助。

●ワークインレジデンス制度補助金（地域振興課、H25年度～H29年度）

H29年度改正



出典：能美市ホームページ

方針 3 : 地域特性を活かした魅力ある住宅地への誘導

1. 災害に強い居住環境形成の支援

上位計画における関連項目

- ・ 第 2 次かほく市総合計画 : 3-3 防災・減災対策
- ・ 石川県住生活基本計画 2016 : 目標 4-(1) 地域防災力を高める

① 市街地環境整備の推進

かほく市の中でも人口が比較的集中し、住宅等が密集している既成市街地について、伝統的な漁村、旧宿場町の形態を継承するとともに、職住の共存に配慮し、伝統的まちなみを活かした安全で快適な市街地形成を進める。

街なみ環境整備事業等を導入し、生活道路の拡幅、公園・広場の確保、街路樹などの改修のほか、段差の解消や歩道の確保など、良好なまちなみ環境の整備を図る。

特に、伝統的まちなみの続く地域では、狭隘な生活道路沿いの木造住宅が密集した地域でもあり、防災水準を高めていく必要があり、移転などにより発生した空地については、消防水利や災害対応資材などを保管・備蓄するなど、防災機能を備えたポケットパークの整備を進める。

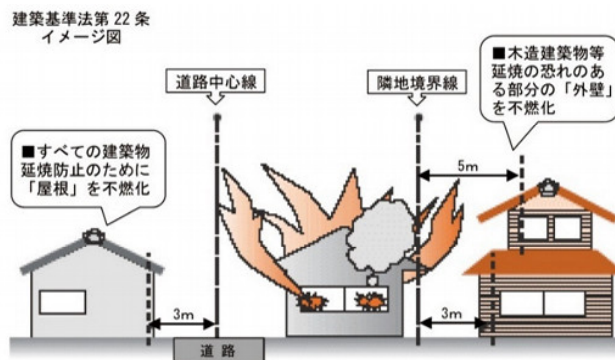
また、防災に対する意識醸成の観点から、防災訓練を継続的に行い、防災士の育成や自主防災組織の活動の支援を行う。

【具体的な施策】

- ・市街地整備における「街なみ環境整備事業」等の導入の検討
- ・ポケットパーク整備事業導入の検討
- ・建築基準法第22条区域^{※6}の指定を検討

※6 建築基準法第22条区域： 屋根の不燃化等によって、火災による類焼の防止を図る目的から特定行政庁が指定した区域のこと。

(イメージ図)



出典：雲南市ホームページ

2. 地域コミュニティ形成の支援

上位計画における関連項目

- ・ 第2次かほく市総合計画：6-2 地域コミュニティ活動への支援
- ・ 石川県住生活基本計画 2016：目標 4-(1) 地域防災力を高める

① 住宅地におけるエリアマネジメント^{※7}の推進

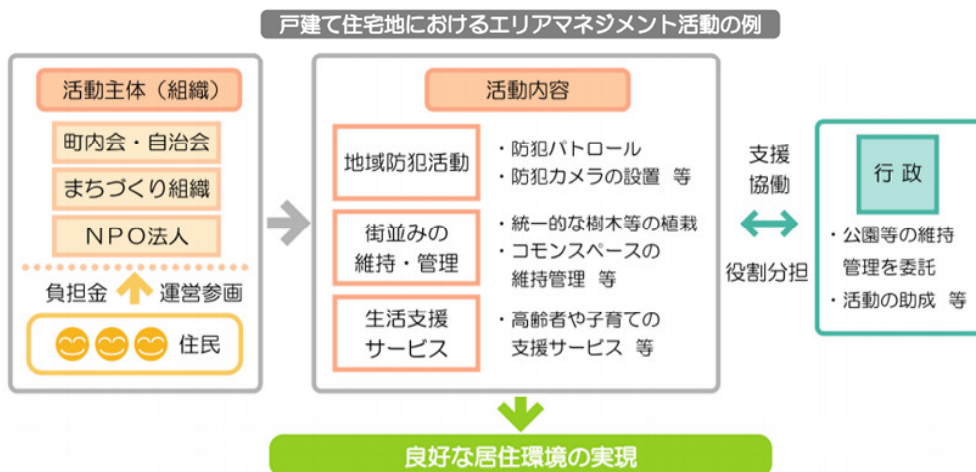
地域における良好な環境や地域価値を向上させ、地域振興等を進めるためには、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みが重要となるため、行政として支援等を行う。

【具体的な施策】

- ・ 防災まちづくり活動支援事業
- ・ エリアマネジメント手法導入の検討及び支援

※7 エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組

参考：「エリアマネジメント」のイメージと活動例



出典：国土交通省「エリアマネジメントのすすめ（平成22年2月）」

3. 歴史的なまちなみ保全の支援

上位計画における関連項目

- ・ 第2次かほく市総合計画：3-3 防災・減災対策
- ・ 石川県住生活基本計画 2016：目標 4-(3) いしかわの地域特性を活かす

① 歴史的建築物・まちなみの保全

歴史的な建築物や街道の雰囲気可能な限り保全し、災害への対応などを進めていくとともに、まちなみ整備を行う過程において、失われた歴史的なまちなみ景観の創出を図っていく。

建物については、伝統的な家屋の形式を維持することを基本として、日本瓦葺きの勾配屋根とし、周辺家屋と調和した庇の設置、壁面は白または黒・茶系などの色彩に統一するなど、落ち着いたまちなみを形成できるようなルール作りを行う。また、樹木等の植栽による緑化を推奨するなど、歴史的な雰囲気を損なわないようなまちなみづくりを進め、屋外広告物の見直し、空調機などの屋外設置機器を木製の格子などによって見えにくくするなど、可能なところから対応を促していく。

また、町家等の歴史的価値のある建物の保全については、所有者の意識醸成・啓発を目的とした取り組みを行っていく。

【具体的な施策】

- ・ 市街地整備における「街なみ環境整備事業」等の導入
- ・ 歴史的価値の高い建築物保全のための支援事業
- ・ 所有者への意識醸成・啓発事業

【目標指標】

指標	単位	現況値	目標値
		2017年	2027年
エリアマネジメント組織 ^{※8} の 設立	件 (累計)	0	1
歴史的価値の高い建物所有者 への啓発事業	件 (累計)	0	1

※8 エリアマネジメント組織：エリアマネジメント団体の組織形態は、任意組織としてのまちづくり協議会、NPO法人、一般社団法人、株式会社等、多様な組織形態となっている。法人格を持たない団体（任意組織）が最も多く、法人格を持つ団体の多くはNPO法人または株式会社となっている。

■参考事例等

◆エリアマネジメントに係る国の動向

○エリアマネジメントの目的と活動事例



引用：内閣府地方創生推進事務局地方創生まちづくり-エリアマネジメント-」（平成 29 年 3 月）

1、まちの賑わいづくり

季節に応じたイベントの開催等により、多くのひとを呼び込み、まちの賑わいを創出するための取組。企業、学校、地域団体等、様々な組織の連携が進められている。

2、防災・防犯、環境維持

2-1 まちの清掃・防犯

まちの快適性を高めることを目的として、ゴミ拾い等の清掃活動のほか、防犯講習会を実施するなど就業者等が共同してエリアの清掃・防犯に取り組んでいる。

2-2 まちの防災

企業やテナント間の連携を強化することや帰宅困難者を受け入れるための備蓄倉庫を整備するなどにより、地域の防災能力向上を目指しています。合同避難訓練の実施や、行政との連携によって様々な活動が行われている。

3、地域ルールづくり・コミュニティづくり

3-1 地域ルールによる良好な景観の形成等

まちづくりの方針やガイドライン等に基づいて、統一感のある景観を形成するための取組。街並み、緑化空間、公開空地等を適切に維持・管理することにより、快適で質の高い景観づくりが行われている。

3-2 まちのコミュニティづくり

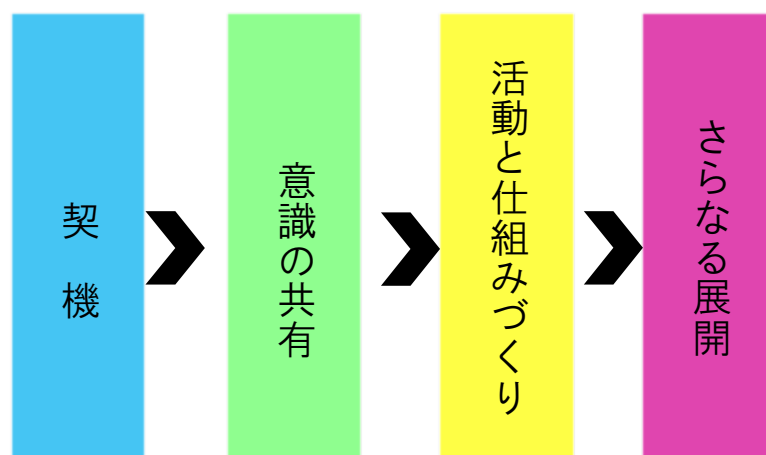
多様な関係者による地域特性に応じた魅力ある地域づくりを推進するため、関係者の信頼を醸成しながら、「育てること」を視野に入れた、自主的な地域ルールをつくる活動のほかに、関係者の交流を促進するとともに、地域づくりの担い手を育成する新たなコミュニティを生み出す取組も進められています。

4、公共施設・公共空間の整備・管理(エリアマネジメント広告・オープンカフェ等)

道路、広場等の公共施設や公共空間、私有地において、屋外広告物を企業に販売することや、オープンカフェやイベント等利潤が上がる事業を実施し、得られた広告収入等をエリアマネジメントの財源に充てる活動。デザイン性の高いフラッグを掲出すること等により、結果的にまちの賑わいづくりにも役立っている。

○エリアマネジメントの進め方

エリアマネジメントの進め方は基本的に以下の順序に整理される。



① 契機

- ・ エリアマネジメントの契機として、大きく、①地域の課題・目標に対応する場合②既に地域が有する仕組みや財産を手がかりとする場合がある。

② 意識の共有

- ・ エリアマネジメントは地域の多くの住民・事業主・地権者等が関わりあいながら進めるものであり、意識の共有は極めて重要な過程と言える。
- ・ 活動の方針や内容を決定し、さらに具体的な活動やしきみとして確立していくためには、地域における目標の共有化が重要であり、これがエリアマネジメントの推進力となる。

③ 活動と仕組みづくり

- ・ ここでいう仕組みとは、組織づくりであり、活動のルールづくりでもある。
- ・ 組織の設立に伴い、組織を継続していくために、組織内の取り決めや地域に対する手続き（活動の報告等）が必要となってくる。

④ さらなる展開

- ・ この段階では、当初任意団体として活動を開始した組織が、法的な根拠のある組織に変わるなど、組織や仕組みが変わっていくことがある。

◆歴史的まちなみ保全に関する事例

○富山市岩瀬地域における取組みについて

(景観計画における景観まちづくり推進区域の指定)



●背景

東岩瀬には、独自の「東岩瀬回船問屋型」などの歴史的価値のある家屋が数多く残っているが、経年による改修等で岩瀬らしい風情が消えつつあった。

●取り組み内容

平成 17 年度より歴史的な通り沿いの伝統的家屋などを修景する補助制度を設置した。

◆空き家対策に関する事例について

○空家再生等推進事業(改修支援)【石川県小松市の事例】について



(出典:小松市ホームページ)

●取組内容等

「こまつ町家」として残っていた空き家を改修。ギャラリーやサークル活動の場となる交流拠点として再生した。現在は小松市が「ジャパン九谷のふるさと松雲堂条例」に基づき、管理を行っている。

○空家再生等推進事業(除却支援)【福井県越前町の事例】について



整備前の状況

整備後の状況

(出典:国土交通省資料)

●取組内容等

不良空き家住宅を除却するとともに、跡地にポケットパークを整備することにより、防災・衛生面で住環境の改善が図られる。また、地域の子どもたちの遊びの空間や高齢者の憩いの場、更には防災空地を確保することができる。

4. 施策の実現に向けて

かほく市住宅マスタープラン（かほく市住生活基本計画）に基づいて効果的に施策を実現していくため、庁内関係部局をはじめとする行政・公的機関、市民や民間事業者など、住まい・まちづくりに関わる多様な主体がお互いに連携・協働していくことが重要である。

（1）市町の役割

市民に対しては、施策の推進のため、「広報かほく」やホームページ等を活用して本計画の周知を図り、計画の実現に向けた協力を呼びかけていく。

（2）行政・公的機関の連携

① 関係部局との連携

住宅政策は、住宅そのものから住宅を取り巻く住まい・まちづくりの政策へ、また、ハードだけではなくソフトも含めた政策へと、その求められる役割が拡大している。

市民の暮らしを支える住宅施策を総合的かつ多面的に推進していくため、都市計画をはじめとする各種まちづくりに加え、福祉、文化、環境などの施策を所管する各部局との連携をより一層強化し、横断的に取り組むことができる体制を確立していく。

② 公的機関との連携

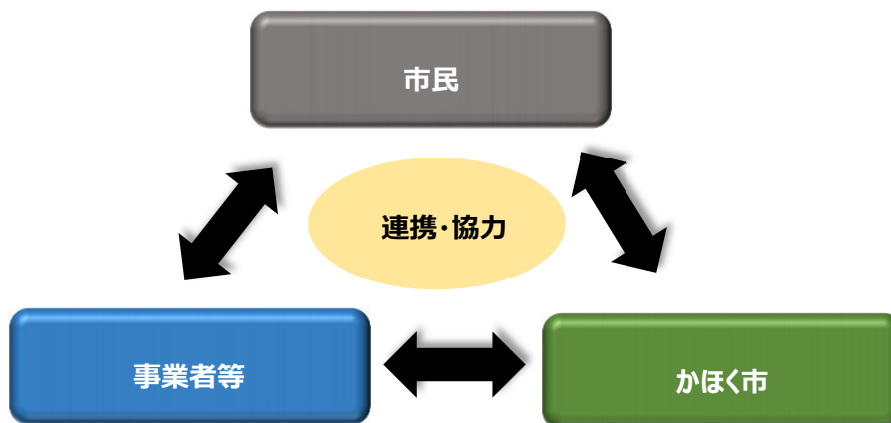
公的賃貸住宅の供給・建替え・改善や住まい・まちづくりに関する融資・助成制度などかほく市以外の公的機関が関わっている施策も多いことから、国、県との連携を図っていく。

(3) 民間事業者との連携

住生活に関する相談等の支援にあたっては、宅地建物取引業、不動産協会、建設業等の団体や建築士や弁護士等の専門家の協力が必要となる。これらの団体や人材の協力が得られる体制づくりに努めることとする。

① まちづくりの視点での連携

住宅関連の事業者や NPO 法人等については、住宅供給やサービス提供の担い手として、健全な住宅市場の形成やより良い住まいづくり・まちづくりに取り組んでいくとともに、住宅セーフティネットの構築においても連携する等、事業者や NPO 法人とともに社会的責任を果たしていくことが重要となる。



② 官民連携事業の推進

質の高い住民サービスの提供を実現するために、PPP や PFI などの官民連携事業を積極的に推進し、より一層住みよいまちづくりを目指す。

③ 不動産業界及び司法書士会等との情報共有

事業者（つくり手・供給者）同士のネットワークによる協力を通じ、良質な住まいと住宅サービスの提供や良好なまちづくりに積極的に取り組む。また、住み手へ適切な情報の提供に努める。

(4) 計画推進に向けた進行管理

本計画で掲げた目標を実現するためには、様々な施策・事業等を着実に推進していく必要がある。そのためには、計画の進行状況を把握・評価し、適切な見直しを行うための進行管理が重要である。本計画の進行管理にあたっては、統計数値による現状把握や成果指標等の数値検証を行うとともに、各施策・事業の評価・検証（PDCA）を適宜行うことにより、必要な見直しを行う。

